

## ○岡山市私立保育所等看護師等加配助成事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 多様化する利用者の需要に対応し、良好な乳児保育の環境整備に資するため、定められた基準を上回り看護師等を配置する私立保育所等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 私立保育所等 本市内に設置される、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設であって、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どものうち0歳児に対して保育を提供する認定こども園又は保育所のうち、設置者が岡山市以外であるものをいう。

(2) 看護師等 私立保育所等に勤務する、看護師、保健師又は准看護師をいう。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、幼保連携型認定こども園にあつては、岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第120号）、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園にあつては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年県条例第65号）、保育所にあつては岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第96号）に定める職員配置基準を上回り、当該施設に看護師等を配置する事業とする。

### (補助事業者)

第4条 補助金の交付を受けられるのは、私立保育所等を運営するもの（以下「補助事業者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助事業者としない。

- (1) 市税を滞納しているもの
- (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していないもの  
(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は看護師等の雇用に係る次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 看護師等の賞与、諸手当を含む給与、賃金に相当する額
- (2) 前号の支出に係り補助事業者が負担する法定福利費の事業主負担に相当する額
- (3) 看護師等の配置に係り人材派遣業者等に支払う委託経費のうち、仲介手数料等を除く前各号に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、他の補助事業の対象となっている経費については補助対象経費としない。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日内閣府告示第49号）第1条35号の4に定める処遇改善等加算Ⅱ
- (2) 岡山市民間保育士等処遇改善事業補助金  
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、私立保育所等ごとに、補助対象経費の実支出額から徴収金、寄附金その他の収入金を控除した額と別表1に定める基準額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、補助金の額は千円未満を切り捨てるものとする。

(補助の要件)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 補助対象年度の10月1日を基準日として、6人以上の乳児保育を実施していること。  
ただし、11月以降に事業開始する場合は、事業開始月の初日を基準日として、上記に定める乳児保育を実施していること。
- (2) 保育所にあつては、補助対象年度において、法附則第6条の規定による委託費のうち、処遇改善等加算（基礎分）の停止を受けていないこと。

(補助金の交付申請)

第8条 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に係る看護師等の履歴書又は労働者名簿の写し
- (2) 補助事業に係る看護師等の雇用契約書又は雇入通知書その他雇用契約内容が判明する書類の写し
- (3) 補助事業に係る看護師等の免許証の写し
- (4) 市税を滞納していないことを証明する書類  
(着手届及び完了届の免除)

第9条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第10条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に係る看護師等の出勤簿等看護師等の勤務実態を証明する書類の写し
- (2) 補助対象経費に係る貸金台帳又は経費支出明細書等補助事業者の経費支出の事実を証明する書類の写し

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助事業の全部又は一部を中止したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金を受けたとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月5日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、改正後の別表1の規定は、平成30年4月1日以降の補助事業について適用し、同日前の補助事業における基準額の算定については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年5月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表1（第6条関係）

基準額は、私立保育所等ごとに次の各号いずれかにより算定された額とする。

- (1) 補助事業を補助対象年度開始月から実施しており、かつ、年度を通じて次の各表に定めた勤務状況による区分に異動がない場合は、次の表1に定める額
- (2) 補助事業の開始が年度の途中となる場合、補助事業の廃止若しくは中止が年度の途中となる場合、年度の途中で次の各表に定めた勤務状況による区分に異動がある場合又は月ごとの基準額算定を適当とすべき特段の理由がある場合は、次の表2に定める勤務状況による区分ごとに定めた額に、該当区分の補助事業実施月数を乗じて得た額の合計額とする。

表1（一施設当たり年額）

看護師等の勤務状況による区分	基準額
月当たり120時間以上勤務する看護師等 ただし、法附則第6条の規定による委託費の処遇改善等加算の算定に係り1日6時間以上、月20日以上勤務するいわゆる「みなし常勤」として勤務する看護師等に限る。	1,300,000円
上記区分を除く月当たり80時間以上勤務する看護師等	866,000円
月当たり80時間未満勤務する看護師等	433,000円

表 2 (一施設当たり月額)

看護師等の勤務状況による区分	基準額
月当たり 120 時間以上勤務する看護師等 ただし、法附則第 6 条の規定による委託費の処遇改善等加算の算定の対象要件に係る 1 日 6 時間以上、月 20 日以上勤務する、いわゆる「みなし常勤」として勤務する看護師等に限る。	108,000 円
上記区分を除く月当たり 80 時間以上勤務する看護師等	72,000 円
月当たり 80 時間未満勤務する看護師等	36,000 円